

「令和7年度再発防止策の実施における検証結果」に対する遺族の思い

息子の自死事案を踏まえて策定された再発防止策について、策定後初めての評価・検証が行われました。遺族や外部有識者の意見を受け、当初の報告書案に説明や数値が追加され、一部の学校への聞き取りや改善指導が行われたことは、一定の前進と受け止めています。一方、生徒調査では、体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為を受けた、または見聞きしたとの回答が 370 件あり、そのうち 266 件が事実として確認されました。県教委の整理では、205 件は体罰・不適切な指導・ハラスメントに該当する、または該当し得る行為として教員への指導が行われ、残る 61 件については、適切な指導であるが、生徒への配慮や指導方法の工夫が必要なもの等に分類しています。教職員調査では高い達成度が示されているにもかかわらず、生徒調査では不適切な指導等と思われる行為を受けた、または見聞きしたとの回答が 370 件寄せられています。教職員が「適切な指導」と考えていても、生徒にとっては苦痛を伴う不適切な指導になっている可能性があります。この認識の差がなぜ生じているのかを明らかにし、具体的な改善につなげる必要があります。学校側が 266 件について事実確認し、205 件について教員への指導などの措置を講じたことは重要です。しかし、個々の行為や事実確認、教員への指導、改善の具体的な内容は公表されていません。個人が特定されないよう十分に配慮した上で、行為の傾向、発生した場面、学校の対応、改善内容などを明らかにし、社会で共有する必要があります。また、今回検証された生徒調査には生徒の安全に関わり得る回答が多数確認されているにもかかわらず、その評価・検証に長期間を要し、検証結果の公表も当初の予定より約 1 か月遅れています。対応があまりにも遅いと言わざるを得ません。

学校・県教委の閉鎖性は、問題の発覚を遅らせ、事態を深刻化させる原因の一つです。これまで学校側で問題を抱え込み、外部から見えにくくしてきたことが、本事案を深刻化させた背景にもあります。それにもかかわらず、今回も生徒調査の具体的な結果がほとんど公表されないのであれば、同じことを繰り返す危険性があります。情報を出さないことで学校を守るのではなく、必要な情報を社会と共有し、外部からの意見を改善につなげる姿勢が必要です。こうした問題がある一方で、文教委員会資料は、実施した取組や県教委の自己評価が中心となっており、遺族が指摘した課題、外部有識者の的確な意見、改善が見送られた事項などが十分に示されていません。文教委員会資料だけを読めば、概ね再発防止策の実施に問題がないように受け取られる危険性があります。成果だけでなく、明らかになった問題と、なお改善されていない点についても同じ重さで示すべきです。

今回の評価・検証に当たり、遺族は検証報告書案に対して 14 項目の意見・要望を提出し、県教委は全項目に回答しています。しかし、遺族側の整理では、要望の主要部分まで実際の改善に反映・実施されたと評価できるものは 5 項目程度にとどまります。回答を示す

ことと実際に改善することは同じではなく、これまでと同様、遺族意見の反映状況は低いままです。具体的には、生徒や教職員の意見の公表、調査結果の男女別・学年別・経験年数別の分析、370 件の具体的な態様や確認・指導内容の公表、教育動画の内容の改善など、遺族が求めた主要な事項の多くは実施されていません。研修の充実や今後の検討に置き換えられている回答も多く、遺族が求めた改善に十分応えたものとは言えません。

外部有識者からも、校内巡視などの実施の有無だけでなく、その頻度や内容まで調べることで、教職員の回答理由を把握すること、生徒が不適切な指導等と受け止め、事実確認された 266 件と教職員の認識とのギャップの原因を究明すること、援助を求められない生徒や理解できなかった生徒の意見を拾い上げること、研修によって教職員の行動が実際に変わったかを確認することなど、重要かつ的確な指摘が出されています。しかし、外部有識者が改善を提案しても、何を再発防止策に反映するかを最終的に決めるのは県教委です。再発防止策の決定権が県教委にある限り、県教委自身の問題点の解消や、外部有識者・遺族の意見の反映に消極的な現状は変わらないと言わざるを得ません。外部有識者や遺族の意見を採用しない場合には、その理由を具体的に明らかにする仕組みも必要です。県教委は今後も、より実践的・具体的な研修を行うとしています。研修の改善は必要ですが、多忙な教職員に研修を追加するだけでは限界があります。研修を受けたかどうかではなく、教職員が研修内容を自らの問題として受け止め、その後の指導や行動がどのように変わったのか、学校管理職が問題を把握して改善できているのかまで確認しなければ、実効性を判断できません。

生徒向けの教育動画には、生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントについて学び、自らが受けている指導に気づく契機となる点で、即効性と有用性があると考えられます。370 件の回答が寄せられたことは、生徒が動画を通じて不適切な指導等について学び、自らが受けた、または見聞きした指導に疑問を持ち、それを回答として表明できた結果である可能性も考えられます。しかし、動画視聴後のアンケートでは、体罰・不適切な指導・ハラスメントがどういった行為であるかについて、0.5%が「どちらかといえば理解できなかった」、0.2%が「まったく理解できなかった」と回答しています。割合が小さくても、理解できなかった生徒の考えや疑問を拾い上げ、動画の内容や伝え方の改善につなげる必要があります。また、遺族が求めてきた「気づく」ことの重要性の説明は、動画に反映されていません。不適切な指導等を受けていることに気づくことは、相談や SOS につなげるためだけでなく、「悪いのは自分ではない」と理解し、自分を責める危険を減らす助けになります。たとえ SOS を出すことができなくても、この気づきが、息子のように指導を真に受け、自分を責め続けた末に自死に至る危険を減らすための重要な支えになると考えています。生徒に助けを求めることだけを促すのではなく、自分を責める必要はないことを、動画の中で明確に伝える必要があります。また、不適切な指導等を防ぐ責任は生徒ではなく学校と教育行政

にあることも、教育動画の中で明確にする必要があります。生徒が相談や SOS を出せなかったとしても、それを理由に不適切な指導等が見過ごされたり、生徒に責任が転嫁されたりすることがあってはなりません。

なお、教育動画視聴後アンケートは、参考となる生徒数 33,549 人に対し、回答者は 28,039 人で、5,510 人、約 16.4%の差があります。教職員調査も、参考人数 4,865 人に対し、回答者は 4,691 人で、174 人の差があります。この差の全てを未回答者とは断定できませんが、16.4%は見過ごすことのできない数値です。調査に表れていない生徒や教職員の中に、援助を求めることができない人や、学校への不信感から回答できない人がいる可能性も考える必要があります。この差が生じた理由を把握し、より多くの生徒や教職員の回答が得られる調査方法へ改善することを求めます。

県教委は以前、保護者が教育動画について意見を伝えられるよう、動画の視聴を周知する際に意見を受け付ける窓口を知らせると回答していました。しかし、全70校のうち遺族が通知文を確認した13校では、岡山操山中・高等学校を含む5校の通知文に、保護者意見を受け付ける窓口の記載がありませんでした。県教委が遺族に示した改善が、少なくともこの5校の通知に反映されていないこととなります。今回の対応表でも、県教委は、今後改めて保護者へ周知する際の留意事項を各学校へ通知するとしています。しかし、各学校へ通知するだけでなく、実際の通知内容を県教委が確認し、保護者が確実に意見窓口へたどり着ける状態になっているかまで検証すべきです。「通知した」「周知した」という形式だけでは、実行を確認したことにはなりません。

再発防止は、一遺族だけが問題を見つけ、その都度県教委へ指摘し続けることで成り立つものではありません。一遺族だけの力には限界があります。保護者、生徒、学校関係者、外部有識者をはじめ、社会全体が問題意識を持ち、気づいたことを積極的に伝え、改善を求めていく必要があります。また、寄せられた意見が実際の改善に反映されているかを、外部から継続的に確認できる仕組みが必要です。再発防止策は、策定し、研修や動画視聴を実施すれば終わりではありません。学校現場の指導が実際に変わり、生徒が安心して学べるようになって初めて意味があります。県教委だけの判断で再発防止策を進めるのではなく、生徒、保護者、遺族、外部有識者などの意見を継続的に取り入れ、必要な情報を公開し、外部の検証を受けながら改善を続ける仕組みを強く求めます。

令和 8 年 9 月 24 日 最愛の息子と妻のために